

廃棄物海洋投入処分許可申請書		
環境大臣 浅尾 慶一郎 殿		2025 年 6 月 17 日
申請者		
住 所 茨城県水戸市笠原町 978-6		
氏 名 茨城県知事 大井川 和彦		
(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)		
第 1 0 条の 6 第 1 項 船 舶 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 1 8 条の 2 第 1 項 の規定により、 海洋施設 からの 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：那珂湊漁港における水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙－ 1 のとおり)	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処 分に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2025 年許可発給日～2030 年 月 日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 129,816 m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2025 年許可発給日～翌年の許可日の前日 25,963 m ³ 2026 年 月 日～2027 年 月 日 25,963 m ³ 2027 年 月 日～2028 年 月 日 25,963 m ³ 2028 年 月 日～2029 年 月 日 25,963 m ³ 2029 年 月 日～2030 年 月 日 25,964 m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に定める別表中欄に基づく IV 海域のうち、 北緯 36° 19' 52"、東経 140° 59' 17" を中心とする半径 300m の海域 (詳細は別紙－ 2 のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施し、航行中に排出しない。 (詳細は別紙－ 3 のとおり)
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙－ 4 のとおり
	監視の頻度	別紙－ 4 のとおり
備考		
1 ※の欄には記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		